

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（225）
2. 日 時：令和2年11月11日（水）10時00分～12時00分
3. 場 所：
  - （1）原子力規制庁10階南会議室
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部  
新基準適合性審査チーム  
加藤安全審査官、島村安全審査官、荒川安全審査官
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他7名
5. 議事要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、JRR-3に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について、資料1及び資料2に基づき説明があった。
  - （2）原子力規制庁から、上記（1）の説明について了解した旨の回答をした。
  - （3）原子力機構から、JRR-3原子炉施設に係る設計及び工事の計画の変更認可申請（その13）の補正に追加する予定の安全保護系検出器に係る溢水影響評価及び内部火災影響評価について、資料3に基づき説明があった。
  - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - 内部溢水及び内部火災の防護対象から除外する考え方について、考え方の根拠が不十分であることから、その詳細を整理して説明すること。
    - 溢水評価における機能喪失を「無」としている理由として「金属製の保護管に収められた状態」としているものについては、当該保護管の密封性を説明すること。
  - （5）原子力機構から、制御棒案内管の製作について、資料4に基づき、今後の審査スケジュール等について説明があった。

(6) 上記(5)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について求め、原子力機構から了解した旨回答があった。

- 補正の内容については、資料がまとまり次第説明すること。

## 6. 配付資料

### ・原子力機構からの配付資料

- 資料1 【保安規定】停止機能及び冷却機能を喪失した場合の対策について
- 資料2 燃料破損時に原子炉建家から放出する放射性物質の低減のための判断について
- 資料3 安全保護系検出器に係る溢水影響評価及び内部火災影響評価について
- 資料4 制御棒案内管の製作について